

未来を守るために、今、アクション！ 脱炭素化を進める中小事業者を認定する制度を創設します

産業界において、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量を公表していく動きがあり、中小企業等も排出量算定などの脱炭素化の取組が求められつつあります。本市では、中小企業等の取組を見える化する「川崎市中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度」を活用する事業者を『川崎市脱炭素経営アクション推進事業者』として認定し、官民連携で支援する新たな制度を創設します。

認定を受けた事業者に対して、本市は広報・PRの実施や設備導入・信用保証料への補助等で支援するとともに、本制度に賛同する金融機関が、融資面で優遇するなど事業者の脱炭素化に向けた取組の着実な推進をサポートします。

さらに、金融機関以外にも、本市と連携して認定事業者を支援する民間事業者を募集し、脱炭素化に資するサービスを優先的に提供していくことで、認定事業者を官民挙げて応援する体制の充実化も併せて進めてまいります。

1 制度の名称

川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度

2 対象事業者

市内に事業所を有し、「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」を提出した中小企業等

3 認定取得による主なメリット

(1) 広報面のメリット

認定を受けた事業者が脱炭素化の取組をアピールできるよう、認定書を発行するとともに、認定事業者の一覧を市ホームページに公表します。

(2) 資金面のメリット（一部、予定を含む）

ア 補助制度

- ・再エネ・省エネ設備導入への補助制度

イ 融資

- ・市中小企業融資制度での優遇（保証料補助）
- ・金融機関の融資商品との連携（川崎信用金庫[※]、日本政策金融公庫）

※川崎信用金庫では、計画書作成の段階から融資まで伴走型の支援を実施予定

なお、本市と連携して認定事業者を支援する民間事業者を募集し、認定取得によるメリットの充実化を進めます。

4 運用開始日

令和7年4月1日

【参考】中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度の概要

温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入量等について、3年間の計画を立てた計画書、及び毎年度その取組状況（取組結果）について報告する報告書を提出する制度です。また、提出された計画書・報告書は、概要と評価結果を市ホームページで公表します。

【問合せ先】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 加藤
電話 044-200-2364